

年 月 日	
財務(支)局長 殿	
申請者 (郵便番号)	
所在地	
電話番号()	—
商号又は名称	
代表者の役職氏名	
登 録 申 請 書	
金融商品取引法第33条の3の規定により同法第33条の2の登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

* 登 録 番 号	財務(支)局長(登金)第 号 (年 月 日)
(ふ り が な) 1 商 号 又 は 名 称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	(電子募集業務又は電子募集取扱業務を行う旨)
	(有価証券の種類)
6 電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	(電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う旨)

7 登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	(登録金融機関業務として高速取引行為を行う旨)
8 7の場合のほか、高速取引行為を行う場合にあっては、その旨	(7の場合のほか、高速取引行為を行う旨)
9 貸付事業等権利についての法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	(貸付事業等権利についての法第2条第8項第7号から第9号までに掲げる行為を業として行う旨)
10 本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地	別添4のとおり
11 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
12 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり
13 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名	別添7のとおり
14 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)
	(加入する金融商品取引業協会の名称)
	(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)
15 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号	
16 金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号	

17 第44条第4号、第4号の2、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項	別添8のとおり
18 電子記録移転有価証券表示権利等についての法第33条の2第1号、第2号又は第4号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	(電子記録移転有価証券表示権利等についての法第33条の2第1号、第2号又は第4号に掲げる行為を業として行う旨)
19 法第29条の2第1項第8号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の2第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	(法第29条の2第1項第8号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の2第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う旨)
20 電子記録移転有価証券表示権利等又は法第29条の2第1項第8号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合にあっては、その旨	(電子記録移転有価証券表示権利等又は法第29条の2第1項第8号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う旨)
21 法第29条の2第1項第9号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の2第3号に掲げる行為を業として行う場合にあっては、その旨	(法第29条の2第1項第9号に規定するデリバティブ取引についての法第33条の2第3号に掲げる行為を業として行う旨)
22 法第29条の2第1項第9号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う場合にあっては、その旨	(法第29条の2第1項第9号に規定するデリバティブ取引に係る投資運用業を行う旨)
23 投資運用関係業務を委託する場合には、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容	別添9のとおり
24 投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者(当該投資運用関係業務を行うことにつき法第66条の71の登録又は法第66条の75第4項の変更登録を受けている者に限る。以下同じ。)に委託する場合において、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称	別添10のとおり

(注意事項)

「*登録番号」欄には、記載しないこと。

(第3面)

(別添1：資本金の額、基金の総額又は出資の総額)

商 号 又 は 名 称

資本金の額、基金の総額又は出資の総額	年 月 日
	年 月 日 現在

(注意事項)

資本金の額、基金の総額又は出資の総額の単位は、資本金の額、基金の総額又は出資の総額が10億円以上の場合は億円、10億円未満1億円以上の場合は千万円、1億円未満1千万円以上の場合は百万円、1千万円未満百万円以上の場合は十万円とすることができる。

(第4面)

(別添2：役員(外国法人にあっては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

(ふ り が な) 氏 名 又 は 名 称

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：本店その他の営業所又は事務所(外国法人にあっては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	業 務 の 種 類

(注意事項)

- 1 本店等を最初に(外国法人にあっては、本店を最初に、本店等をその次に)記載すること。
- 2 「業務の種類」の欄には、営業所又は事務所ごとに当該営業所が行う登録金融機関業務の種類を記載すること。
- 3 登録金融機関業務を行う営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所については、別添4―2に記載すること。

(第7面)

(別添4―2：登録金融機関業務を行うその他の営業所又は事務所のうち、無人の営業所又は事務所の状況)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

財 務 局 等 名	登録金融機関業務を行う無人の営業所又は事務所を統括する本店その他の営業所又は事務所		登録金融機関業務を行う無人の営業所又は事務所数
	名 称	所 在 地	
			計 店

(注意事項)

登録金融機関業務を行う無人の営業所又は事務所数は、無人の営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局等(財務局又は福岡財務支局をいう。)ごとに記載すること。

(第8面)

(別添5：他に行っている事業の種類)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

(第9面)

(別添6：登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

(ふ り が な) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

(第10面)

(別添7：投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人及び権利者のため運用を行う権限を委託する場合における当該委託に係る業務の監督を行う部門を統括する使用人の氏名)

商 号 又 は 名 称

(年 月 日現在)

(ふ り が な) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に()書きで併せて記載することができる。

(第11面)

(別添8：第44条第4号、第4号の2、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

第44条第4号、第4号の2、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項

- 1 法第33条の2第1号又は第2号に掲げる行為を業として行う旨
- 2 法第33条第2項第5号に掲げる取引について、同号に定める行為を業として行う旨
- 3 電子取引基盤運営業務を行う旨
- 4 商品関連業務を行う旨
- 5 商品投資関連業務を行う旨
 - (1) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ロに掲げる物品又は農林水産関係商品等のみに係るものである旨
 - (2) 行う商品投資関連業務が令第37条第1項第2号ハからホまでに掲げる物品又は経済産業関係商品等のみに係るものである旨
 - (3) 競走用馬投資関連業務を行う旨
- 6 法第194条の6第2項各号に掲げる行為を業として行う旨
- 7 不動産信託受益権等売買等業務を行う旨
- 8 不動産関連特定投資運用業を行う旨

(注意事項)

行おうとする業務の番号を○で囲むこと。

(第12面)

(別添9：投資運用関係業務を委託する場合においては、その旨並びに委託先の商号、名称又は氏名及び当該委託先に委託する投資運用関係業務の内容)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を委託する旨

投資運用関係業務の委託先の商号、名称又は氏名	委託する投資運用関係業務の内容

(第13面)

(別添10：投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保するときは、その旨及び当該役員又は使用人の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

投資運用関係業務を投資運用関係業務受託業者に委託する場合において、法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人を確保する旨

法第33条の8第1項の規定により読み替えて適用する法第33条の5第1項第3号イただし書に定めるその業務の監督を適切に行う能力を有する役員又は使用人の氏名又は名称

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名	監督する投資運用関係業務 の内容

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に()書きで併せて記載することができる。